



FSSC 倫理規定

1. 序文

FSSC は、信頼を提供し影響を与えるため、厳格な行動原則及びコンプライアンス原則を適用しています。人権、労働、環境、誠実さ、公正な事業活動に関する行動原則が、私たちの倫理規定 (CoE) に要約されています。FSSC CoE は、財団及び FSSC に認証された組織、認証機関、認定機関及びその他のビジネス・パートナーに適用されるコミットメント文書です。

FSSC CoE は、ビジネスと人権に関する指導原則および国連グローバル・コンパクトの 10 原則に基づいており、国際人権章典及び労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言を参照しています。

業務では次の原則を遵守します：

人権

- 國際的に認められた人権の保護を支持し、尊重する、及び、
- 業務が人権侵害に加担しないことを確実にする。

労働

- 結社の自由を確保し、団体交渉の権利を承認することを確実にする、
- 強制または強制による雇用に従事、支援、または容認しない、
- 児童労働の効果的な排除を確実にする、
- すべての労働者を敬意と尊厳を持って差別なく扱う、及び、
- すべての労働者の健康と安全を守るため、安全な作業環境を提供する。

環境

- 環境問題に対する予防的アプローチを支援する、
- より大きな環境責任を推進するための取り組みを積極的に開始する、及び、
- 環境に優しい技術の開発と導入を奨励する。

公正性

- 恐喝や贈収賄を含むあらゆる形態の汚職に対して取り組む
- 現地法および国際法に従い、独立かつ公平に運営する、及び、
- 公平性を維持し、利益相反を回避する。

公正な業務実行

- ビジネス倫理、競争及び誠実さの基準を尊重し、及び、
- 従業員およびビジネス関係者の情報の機密性とプライバシーを確実にする。

翻訳

英語版が公式かつ拘束力のある翻訳です。